

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

介護支援課



長野県告示第531号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域

を指定します。

平成30年10月1日

長野県知事 阿部 守一

指 定 区 域	埋立地の区分
小諸市大字滋野甲字山ノ神2691-6の一部、2692-1、2715-1の一部、2717-1、字寺平2886-1の一部、字長峰2969の一部、2971-1の一部、2971-2の一部、2972の一部及び2974の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号に掲げる埋立地

資源循環推進課

長野県告示第532号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、内水面における区画漁業権の免許の内容等を次のとおり定めました。

平成30年10月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 免許の内容となる事項及び地元地区
別表のとおり
- 2 漁業権に付される制限又は条件
 - (1) 治水等必要な河川工事の施行に支障を及ぼさないこと。
 - (2) こい小割式養殖業の小割網生けす1面の面積は82.5平方メートル以内とし、その敷設数は25面以内とすること。
 - (3) 地域に開かれた漁業協同組合づくりを進めるために、財務運営、増殖事業及び遊漁規則等の内容をホームページ等を通じて地域住民や遊漁者等へ積極的に情報開示を行うこと。
 - (4) 地域づくりに貢献するために、漁場の利活用について地域と協議する体制づくりを行い、住民による環境保全活動、環境学習及び地域振興施策等を支援すること。
- 3 免許予定日
平成31年1月1日
- 4 免許の申請期間
平成30年10月19日から平成30年10月31日まで
- 5 漁業権の存続期間
平成31年1月1日から平成35年12月31日まで

(別表)

漁業権の番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区
内区第1号	第2種区画漁業	わかさぎ漁業 ふな漁業	1月1日から 12月31日まで	茅野市及び北 佐久郡立科町の 区域内の白樺湖	白樺湖及び次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線から上流の音無川。 基点第1号 茅野市北山本道地籍の一ノ橋の左岸橋台の上流端 基点第2号 茅野市北山本道地籍の一ノ橋の右岸橋台の上流端	茅野市及び北佐久郡立科町
内区第2号	第1種区画漁業	こい小割式養殖業		諏訪湖全域	諏訪湖全域	岡谷市、諏訪市及び諏訪郡下諏訪町

園芸畜産課

長野県告示第533号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、県営住宅を退去した者の家賃及び駐車場使用料の収納の事務を次のとおり委託しました。

平成30年10月1日

長野県知事 阿部 守一

受託者

氏名	住所	委託期間
弁護士法人ブレインハート法律事務所	福島県福島市大町2番32号 並木通りコロールビル4階	平成30年9月20日から 平成31年3月31日まで

建築住宅課公営住宅室

長野県飯田建設事務所告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年10月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年10月1日

長野県飯田建設事務所長 坂田 浩一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 阿南根羽線
- 3 道路の区域

道路管理課

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡売木村719番の6地先から 下伊那郡売木村525番の1地先まで	旧	7.4~12.8 m	0.4170 km
同上	新	10.3~15.9	0.4170

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成30年10月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年10月1日

長野県飯田建設事務所長 坂田 浩一

- 1 路線名 418号

- 2 供用を開始する区間
下伊那郡売木村525番の1地先から
下伊那郡売木村719番の6地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成30年10月1日



公告

県営小坂田池地区緊急耐震工事計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第4項において準用する第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

平成30年10月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 縦覧に供する書類
県営小坂田池地区緊急耐震工事計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成30年10月2日から10月30日まで
- 3 縦覧の場所